

# 瀬戸市建築物耐震改修促進計画 概要版

(令和7年度見直し)

## 計画策定の背景と基本的事項

### ■計画策定の背景

旧計画(平成25年度改定)では、住宅の耐震化率について令和2年度までに「95%」とすることを目標としており、目標達成のため様々な施策を行ってまいりました。しかしながら、目標達成には至らない状況であり、地震による被害を未然に防ぐためには、耐震化および減災化の促進が喫緊の課題となっています。また、国においても住宅の耐震化率についての目標達成が困難なことから、現在の目標を5年間スライドさせ、令和7年度までに「95%」令和12年度までに「概ね解消」と目標の見直しを行いました。本市においても国および愛知県との計画と整合を図るとともに、耐震化および減災化を促進するため令和2年度で旧計画を終了し、令和3年4月に新たな計画を策定しました。

※本計画について、令和7年度に中間評価を行ったところ、目標には至らない状況でした。愛知県も同様に目標に至らない状況であったため、計画の改定を行っています。本市計画も見直しを行い、現在の目標を5年間スライドさせ、目標年度を令和17年としました。また、令和12年度において再度進捗状況を評価し、必要に応じて計画を見直すものとします。

### ■計画の位置づけ

建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条に基づく市町村計画

関連計画:瀬戸市総合計画、瀬戸市地域防災計画、瀬戸市都市計画マスタープラン、瀬戸市地域強靱化計画等

### ■計画期間

計画期間:令和3年度～令和17年度(令和7年度に中間見直し済、令和12年度に再度中間見直し予定)

### ■対象建築物

市内にある昭和56年5月31日以前に着工されたすべての建築物、とりわけ以下の建築物について耐震化促進のための施策を定めます。

- ① 住宅(戸建て、共同住宅等全住宅)
- ② 特定既存耐震不適格建築物
  - ア 多数の者が利用する建築物(学校、病院、劇場等)
  - イ 危険物の貯蔵場又は処理場の利用の用に供する建築物(石油類等の危険物を貯蔵等をする建築物)
  - ウ 地震発生時に通行を確保すべき道路に接する建築物(第一次、第二次緊急輸送路沿道の建築物)
- ③ 要安全確認計画記載建築物の内、通行障害既存耐震不適格建築物(第一次緊急輸送路(国道155号)沿道建築物)

## これまでの取組やアンケート結果から見えた課題と方針

### ■耐震性のないと思われる住宅が未だ多数存在

木造:約5,700戸 非木造:約1,000戸 (住宅総数 約51,300戸)

### ■民間所有の特定既存耐震不適格建築物への対策

### ■アンケート結果から読み取れる課題(令和2年度のアンケート結果)

- ① 高齢所有者向け対策(所有者の7割以上が70代以上)
- ② 既存事業の認知度の向上(所有者の約4割が無料耐震診断制度を知らない)
- ③ 旧耐震基準建築物の危険度の周知(所有者の3割以上が危険性を認識していない)
- ④ 耐震改修費補助制度の拡充(所有者の約5割が補助制度の拡充を要望している)



### ■方針

- ① 特定既存耐震不適格建築物及び要安全確認計画記載建築物について耐震改修促進のための目標設定
- ② 耐震改修促進のためこれまでの取組を継続するとともに新たな取り組みを実施検討
- ③ 継続的な啓発活動

## 耐震化の現状と今後の目標



## 今後の主な取組み

### ■すべての旧耐震基準の建築物に対する取組み

- ① 耐震診断結果の公表・指導・助言

### ■住宅に対する取組み

- ① 民間木造住宅無料耐震診断及び耐震改修費補助事業
- ② 老朽空き家解体補助事業
- ③ 木造住宅除却費補助事業
- ④ 耐震改修工事を完了した場合の税金の優遇
- ⑤ 非木造住宅に対する耐震診断費補助及び耐震改修補助

### ■特定既存耐震不適格建築物等に対する取組み

- ① 特定既存耐震不適格建築物等に対する耐震診断費補助及び耐震改修費補助
- ② 特定既存耐震不適格建築物等に対する除却費補助

### ■減災化の主な取組み

- ① 木造住宅耐震シェルター設置工事費補助事業
- ② 家具固定の普及啓発

### ■所有者へ普及・啓発の主な取組み

- ① 耐震診断受診の促進
- ② 耐震改修工事の促進

### ■推進体制の維持強化

- ① 相談窓口の設置
- ② 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの更新

### ■その他の地震時の安全対策の主な取組み

- ① ブロック塀等撤去費補助金
- ② 土砂災害に対する住宅等の安全対策